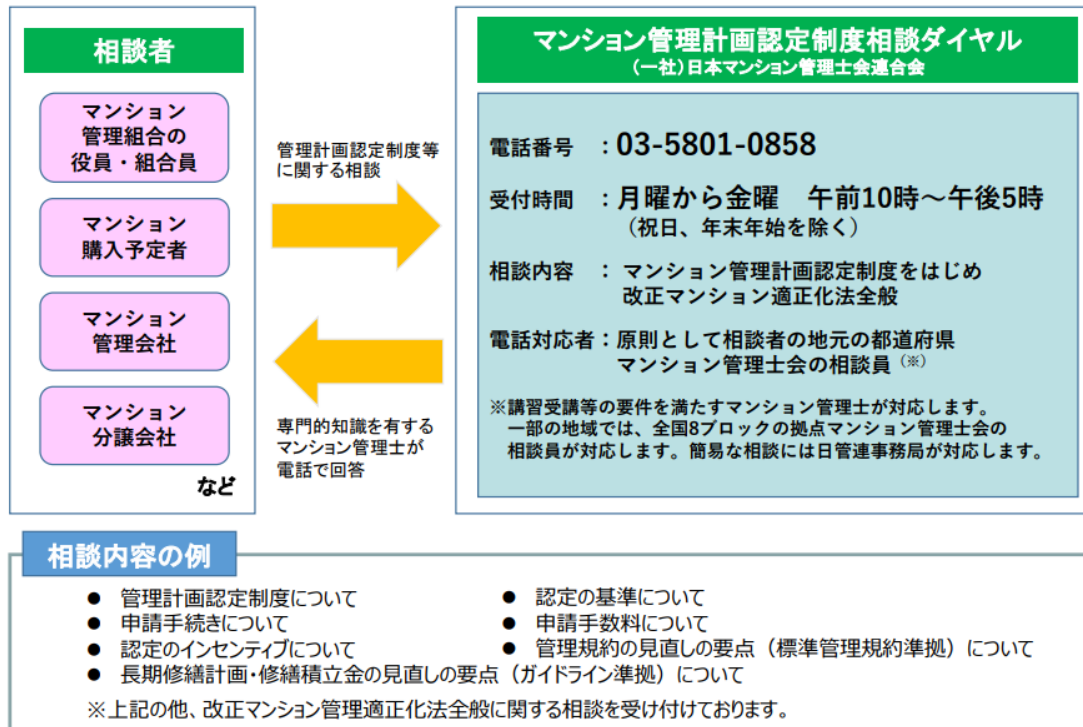




管理計画認定を受けたいけれど、まず何から始めたらいいの？

まずは、京都市の「**認定基準**」(16項目)に該当するか**確認**してみましょう。もし、管理組合のメンバーだけで確認が難しい場合は、委託管理業者に助言を求めるほか、マンション管理士による**無料の相談ダイヤル**があるので、適合確認の仕方などについて、質問することもできます。





認定基準の確認や、認定申請に必要な書類はどこを見ればいいのか？

認定基準の確認は、国土交通省の「**管理計画認定に関する事務ガイドライン**」で確認できます。

認定に必要な書類や、管理計画認定手続支援サービスの操作方法など、一連の流れは「**管理計画認定手続支援システム（利用案内）**」を見ながら行います。

この2つを見れば、事前確認から申請の一連の手続きを進めることができるようになっていきます。

※管理委託業者がある場合は、まずは業者とご相談ください。

※京都市独自の部分については、別途作成の「京都市分譲マンション管理計画認定－申請の手引き」を参照してください。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律
第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に
関する事務ガイドライン

令和3年11月
国土交通省

[国土交通省のホームページからダウンロード](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001443499.pdf)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001443499.pdf>



[マンション管理センターのホームページからダウンロード](https://www.mank.or.jp/cms-sys/wp-content/uploads/2022/07/e4cb73fbe605daf025114200e3aaa799.pdf)

<https://www.mank.or.jp/cms-sys/wp-content/uploads/2022/07/e4cb73fbe605daf025114200e3aaa799.pdf>



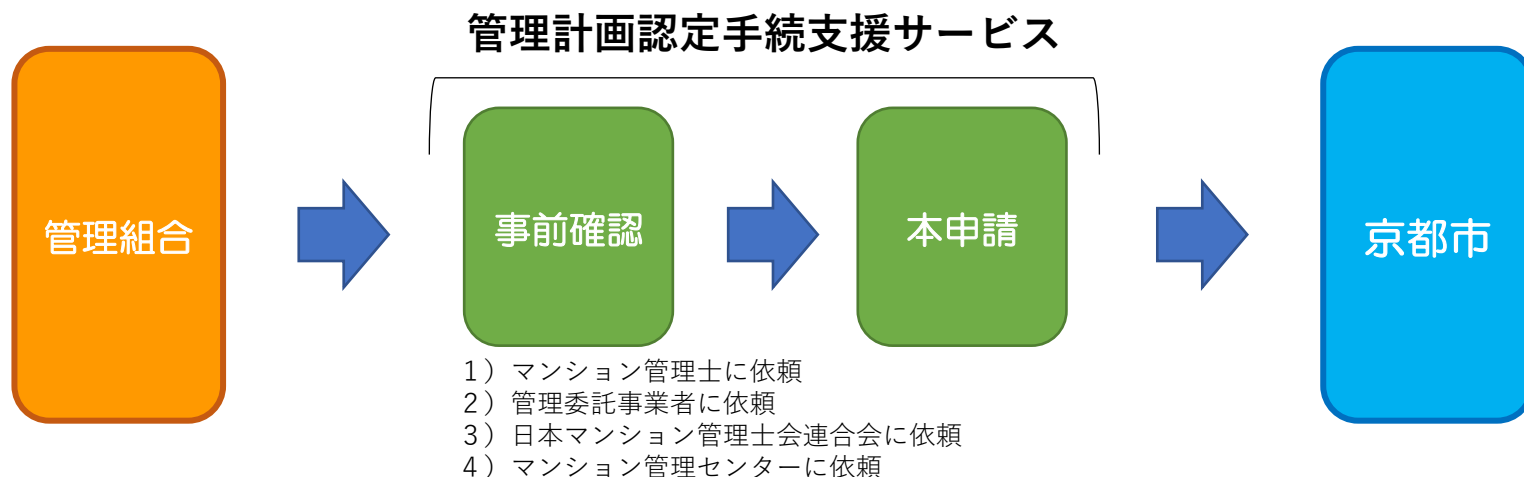
まずは、管理組合のなかで、管理計画の認定申請について相談してみようと思うけど、手続きは難しいですか？

まず、京都市への申請の前に、マンション管理士による「事前確認」の手続きが必要です。

事前確認の手続きは、**4つのパターン**の方法がありますが、どの方法を利用するかは、委託先の管理業者と相談してください。

(※もし相談できる委託管理業者やマンション管理士がない場合は、無料相談ダイヤルでも相談できます。)

事前確認～認定申請の手続きは、京都市の窓口に出向いたり、郵送するのではなく、「**管理計画認定手続支援サービス**」というインターネット上のサービスを利用して行います。





管理計画の認定申請について、管理組合が行う一連の手続きの大まかな流れを教えてください。

「管理計画認定手続支援サービス」を利用します。

STEP①申請準備

マンションの総会にて管理計画認定の申請について承認を得ます。

STEP②事前確認

マンション管理士による書類の事前確認を受けます。

※京都市では4種類の方法で手続きをすることができます。「詳しくは京都市分譲マンション管理計画認定の申請の手引き」をご覧ください。

STEP③システム登録

「管理計画認定手続支援システム」に申請情報の入力や必要書類をアップロードします。

STEP④審査～認定通知

「管理計画認定手続支援システム」から認定通知を受領した後、京都市から正式な認定通知が届きます。

- 1 アカウント登録** ◆「管理計画認定手続支援サービス」にアクセスし、ログインに必要なID・パスワードを作成してください。
- 2 申請情報アップロード** ◆認定申請に必要な申請情報を3項目に分けて（申請情報、長期修繕計画、申請者）CSV形式でアップロードしてください。
- 3 システム利用料支払** ◆センターから登録アドレスへ受付完了メールが届きます。記載された指定口座に所定のシステム利用料をお支払いください。
- 4 添付書類アップロード** ◆センターから入金完了メールが届き、メールに記載されたID・パスワードを利用して、「管理計画認定手続支援サービス」にアクセスしてください。認定申請に必要な添付書類を電子ファイル（PDFファイル形式）でアップロードしてください。
- 5 管理計画認定申請** ◆添付書類のアップロードが完了したら、認定申請を行います。
- 6 事前確認適合証発行** ◆センターは、事前確認審査の結果、国の管理計画認定基準に適合しているマンションへ事前確認適合証を発行します。（事前確認適合証はシステム上でダウンロードいただけます。）
- 7 管理計画認定審査** ◆申請内容について、地方公共団体が独自の管理計画認定基準に適合しているかどうかの審査を行います。追加の提出書類を求められる場合があります。
- 8 認定通知書発行** ◆地方公共団体が管理計画を認定すると認定完了メールが届き、「管理計画認定手続支援サービス」内にて、認定通知書と同様の内容を記載したファイル（見本）をダウンロードできます。正式な認定通知書は、別途自治体から交付されます。